

♡ 要点まとめ (番外編～国試ナビ 2023 を購入した人へ①～) ♡

● 社会保障制度の変遷～の年表への追加

「地域力強化検討会」の最終とりまとめ (2017(平成29)年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野別、年齢別に縦割りが多かった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制をつくるべきである 	
「地域共生社会推進検討会」の最終とりまとめ (2019(令和元)年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべきである 	
全世代型社会保障改革の方針 (2020(令和2)年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020(令和2)年12月、「全世代型社会保障改革の方針」が閣議決定 ● 人生100年時代の到来を見据え、「自助・公助・共助」そして「絆」を軸に、お年寄りに加え、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障の構築を目指す 	
	少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊治療への保険適用、待機児童の解消、男性の育児休業の取得促進
こども未来戦略方針 (2023(令和5)年)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2023(令和5)年12月、「こども未来戦略方針」が閣議決定 ● 2030(令和12)年までに少子化・人口減少に歯止めをかけ、こども・子育て政策を強化する政府の戦略 	
	3つの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者・子育て世代の所得を増やす ● 社会全体の構造や意識を変える ● すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

● 健康日本 21 の最新版 (New !)

▶ 21世紀における第三次国民健康づくり運動 (健康日本21 (第三次))

すべての国民が健やかで心豊かに生活できる**持続可能な社会の実現**を目指し、健康日本21 (第三次) が策定された。計画期間は、**2024 (令和6) 年度から2035 (令和17) 年度までの12年間**

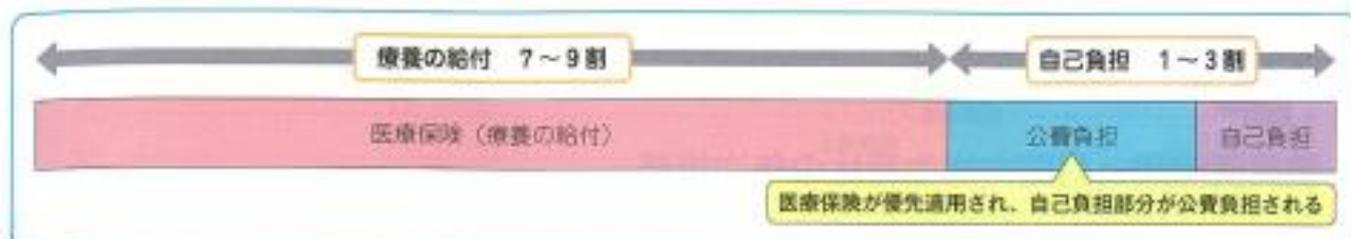


領域		目標項目	
1	健康寿命の延伸・健康格差の縮小	健康寿命、健康格差	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康寿命の延伸、健康格差の縮小
		生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康
2	個人の行動と健康状態の改善	生活習慣病 (NCDs) の発症予防・重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ● がん、循環器病、糖尿病、COPD (慢性閉塞性肺疾患)
		生活機能の維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ロコモティブシンドローム^(※)、骨粗鬆症検診受診率、心理的苦痛を感じている者
3	社会環境の質の向上	社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人々とのつながり、社会活動、共食、メンタルヘルス対策に取り組む事業場
		自然に健康になれる 環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 食環境イニシアチブ、歩きたくなるまちなかづくり、望まない受動喫煙
4	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● スマート・ライフ・プロジェクト、健康経営、特定給食施設、産業保健サービス
		こども	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの運動・スポーツ、肥満傾向児、20歳未満の飲酒・喫煙
		高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ● 低栄養傾向の高齢者、ロコモティブシンドローム、高齢者の社会活動
		女性	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年女性やせ、骨粗鬆症検診受診率、女性の飲酒、妊婦の喫煙

(※) ロコモティブシンドローム (運動器症候群) = 運動器の機能が低下し、要介護や寝たきりになる危険が高い状態

●医療保険関連 (New!)

▶医療保険と他の制度との関係



保険優先の公費負担	●医療保険の給付を優先し、患者の自己負担部分に対し公費負担が行われる
主な公費負担医療	●感染症法 (結核) ●結核に関する治療・検査、入院医療
	●障害者総合支援法 ●自立支援医療 (精神通院医療、更生医療、育成医療)
	●被爆者援護法 ●被爆者認定医療、被爆者一般医療
	●生活保護法 ●被用者保険に加入中の生活保護の被保護者は、自己負担部分が医療扶助の対象
	●特定疾患治療研究事業 ●厚生労働大臣が定める 指定難病 の患者の医療
防災保険法との関係	●防災保険法の業務災害については 健康保険の給付の対象外 であり、また、防災保険法における通勤災害については 防災保険からの給付が優先 される

▶特定疾患医療費助成制度

特定疾患医療費助成制度	●原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める 指定難病の患者の医療費の負担軽減 を目的として、認定基準を満たしている人に疾病の治療にかかる医療費の一部を助成
対象疾患	●筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症など 341疾患 が指定されている
特定医療費の支給	医療保険 診察、薬剤の支給、医学的処置、手術、居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、入院及びその療養に伴う世話その他の看護
	介護保険 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護医療院等
	●医療保険制度、介護保険制度の給付を優先 (保険優先制度) ●自己負担額が、所得に応じて設定される 自己負担上限額 を超える部分を公費負担する

▶無料低額診療事業

無料低額診療事業	●社会福祉法の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されないよう、 無料又は低額な料金 で診療を行う事業 (第2種社会福祉事業)
対象者	●低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者
減免金額	●世帯の収入等に応じて減免 (各医療機関によって世帯の収入等の基準や減免額が異なる)
優遇措置	●病院の調代わりにより本来より少ない自己負担で受診した患者の割合など、厚生労働省が定める基準を満たす場合、その医療機関は 固定資産税や不動産取得税の非課税 などの優遇措置を受けることができる

●母子保健について (New!)

▶ **母子保健の概要**

母子保健法
1965 (昭和40) 年公布

母子保健法は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導、健康診査、医療などの措置を講じ、国民保健の向上に寄与することを目的としています。

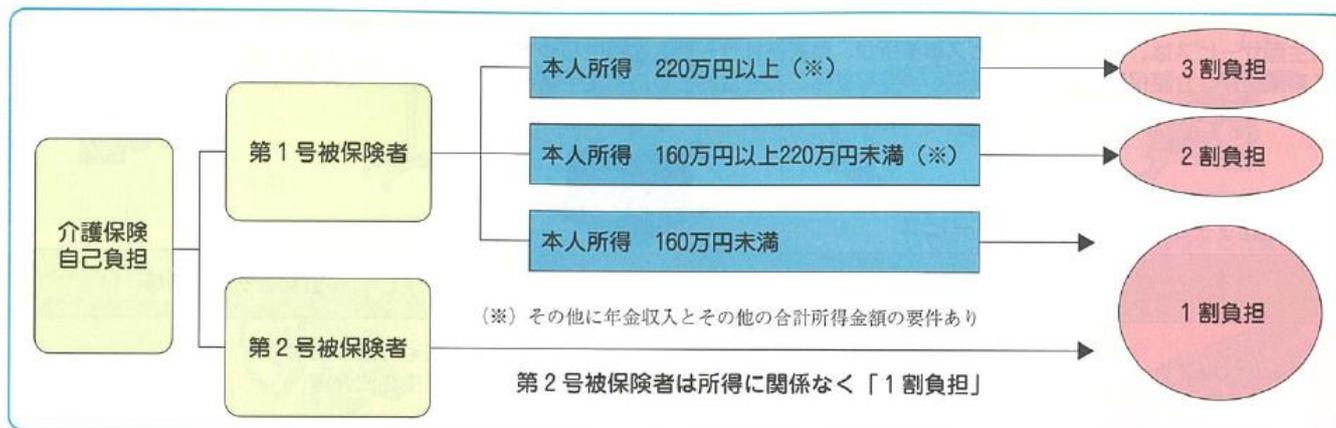


目的	●母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする	
乳幼児の健康の保持増進	●乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない	
国及び地方公共団体の責務	●国及び地方公共団体は、母子保健に関する施策が、乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない	
用語の定義	妊産婦	●妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう
	乳児	●1歳に満たない者をいう
	新生児	●出生後28日を経過しない乳児をいう
	幼児	●満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう
	未熟児	●身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう
知識の普及	●都道府県及び市町村は、妊娠、出産又は育児に関し、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない	
相談及び支援	<p>2024 (令和6) 年4月施行</p> ●市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、母子保健に関する相談に応じなければならない ●市町村は、母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成を行う	

健康診査	1歳6か月児健康診査	●市町村は、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児に健康診査を行う
	3歳児健康診査	●市町村は、満3歳を超え満4歳に達しない幼児に健康診査を行う
妊産婦の訪問指導等		●市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、保健師等に妊産婦を訪問させて必要な指導を行う
妊娠の届出		●妊娠した者は、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない
母子健康手帳		●市町村は、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳を交付しなければならない
低体重児の届出		●体重が2500g未満の乳児が出生したときは、保護者は速やかに、市町村に届け出なければならない
養育医療		●市町村は、養育のため病院又は診療所に入院を必要とする未熟児に対し、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費負担する（所得に応じて自己負担あり）
	対象	●出生時の体重が2000g以下 ●生活力が特に薄弱で、一定の症状を示すもの
2021（令和3）年4月施行 産後ケア事業	訪問事業	●産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児の 自宅を訪問し、産後ケアを行う事業
	通所事業	●産後ケアセンターなどに産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を 通わせ、産後ケアを行う事業
	短期入所事業	●産後ケアセンターに産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児を 短期入所させ、産後ケアを行う事業
2024（令和6）年4月施行 こども家庭センターの母子保健事業	●2024（令和6）年度より、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターと児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点を一括化し、児童福祉法の規定により「こども家庭センター」が創設された	
	●こども家庭センターの母子保健事業として、以下の内容を実施する	
	1	●母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な 実情の把握
	2	●母子保健に関する各種の 相談 に応ずること
	3	●母性並びに乳児及び幼児に対する 保健指導 を行うこと
	4	●母性及び児童の保健医療に関する機関との 連絡調整
5	● 健康診査、助産 その他の母子保健に関する事業を行うこと	

●介護保険サービスを利用する場合の利用者負担について（New！）

▶利用者負担



利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険の利用者負担は、1割（または2割、3割）負担（応益負担）が原則 ● 居宅介護支援、介護予防支援のケアマネジメントのサービスは利用者負担はない
介護負担割合証	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村から要介護・要支援者全員に対して、利用者負担が1割なのか2割なのかを示す「介護保険負担割合証」が交付される
利用者負担の減免	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、災害等特別の理由により、利用者負担の支払が一時的に困難になった被保険者について、減免または免除することができる

●社会福祉協議会（前より詳しくなってます！）

▶社会福祉協議会の概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法に規定された、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体 ●全国、都道府県、市町村のすべてに設置され、コミュニティワーカーが配置されている 			
	全国	1か所	企画指導員	（任用条件） 社会福祉士又は社会福祉主事の任用資格 （数値は2023（令和5）年1月現在）
	都道府県（指定都市）	67か所	福祉活動指導員	
市町村	1617か所	福祉活動専門員		
全国社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会（全国社会福祉協議会）を設立することができる。 			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の福祉関係者や福祉施設等事業者の連絡・調整 ●社会福祉のさまざまな制度改善に向けた取り組み ●社会福祉に関する図書・雑誌の刊行 ●福祉に関わる人材の養成・研修 など 			
都道府県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加 ●関係行政庁の職員は、都道府県社会福祉協議会の役員となることことができる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならない 			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの ●社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 ●社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 ●市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活自立支援事業、運営適正化委員、生活福祉資金貸付 			
市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加 ●指定都市以外の市町村は、区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加。指定都市は、区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加 ●関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会の役員となることことができる。ただし、役員総数の5分の1を超えてはならない 			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ●社会福祉に関する活動への住民の参加のための奨励 ●社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ●社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 			

▶地域福祉活動計画

地域福祉活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会が活動計画として策定するもので、地域住民、さまざまな福祉団体や機関がともに協力し、地域福祉の推進をしていくことを目的とした活動計画 		
	策定状況	策定している 75%	
		策定していない 24%	
	地域福祉計画と一体的に策定している 52%		それぞれ別に計画を策定している 20%
		一体的ではないが計画期間・内容をあわせている 29%	

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会「市町村社会福祉協議会活動実態調査報告書2021」（令和5年3月）

▶ 社会福祉協議会の歴史

1951（昭和26）年	● 日本社会事業協会、全日本民生委員連盟、同僚保護会の3団体が合併して、全国社会福祉協議会の前身である 中央社会福祉協議会 が設立された
1951（昭和26）年	● 社会福祉事業法 成立。全国・都道府県社会福祉協議会が規定された
1962（昭和37）年	● 社会福祉協議会基本要項 が策定され、「住民主体」の原則に基づく社会福祉協議会の組織と活動のあり方を明らかにした
1966（昭和41）年	● 市町村社会福祉協議会の職員に対する国庫補助が始まり、 福祉活動専門員 が配置されるようになった
1983（昭和58）年	● 社会福祉事業法の改正により、 市町村社会福祉協議会 が法制化された
1990（平成2）年	● 指定都市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が規定され、市区町村社会福祉協議会の事業に「社会福祉事業の企画、実施」が加えられた
1992（平成4）年	● 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の事業として「社会福祉に関する活動への住民参加のための援助」が加えられた
1999（平成11）年	● 国庫補助で配置されていた 福祉活動専門員の経費 が一般財源化された
2000（平成12）年	● 社会福祉事業法が 社会福祉法 に改題され、「 地域福祉の推進を図ることを目的とする団体 」と明文化された

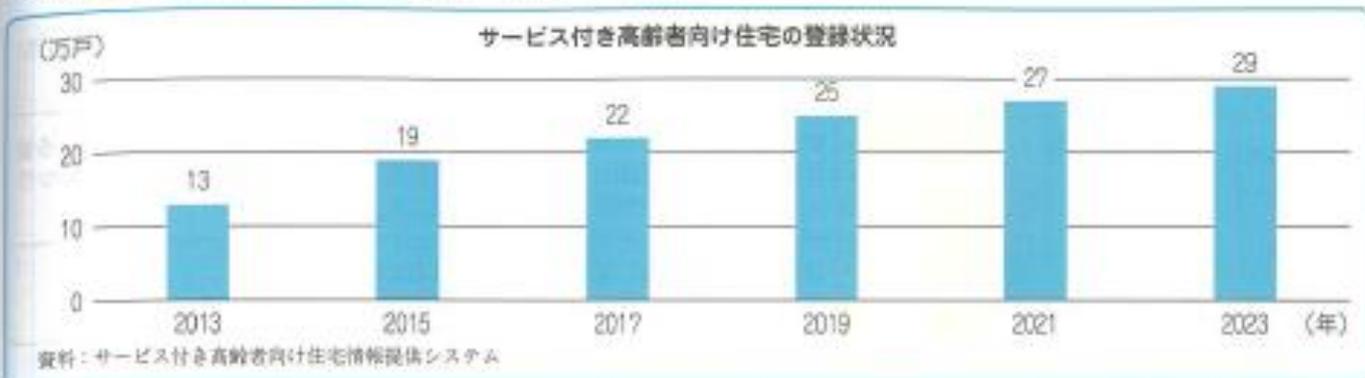
▶ 市町村社会福祉協議会の活動状況

地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーの配置	専任で配置 12%	兼任で配置 50%	配置していない
ボランティアセンター機能の有無	機能あり 90%		機能なし
福祉教育推進のための指定事業の実施	実施あり 71%		実施なし
災害ボランティアセンターの設置・運営	行政との覚書・協定あり 56%	予定あり 12%	覚書・協定なし
介護保険事業の実施状況	訪問介護 61%		
	通所介護 35%		
	居宅介護支援 61%		

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会「市区町村社会福祉協議会活動実態調査報告書2021」（令和5年3月）

●高齢者の居住の安定確保に関する法律（改正があったので、前より詳しくなっています！）

▶ **高齢者の居住の安定確保に関する法律**



目的	●高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、 終身建物賃貸借制度 を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図ることを目的としている	
基本方針	●国土交通大臣及び厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定めなければならない	
高齢者居住安定確保計画	●都道府県は、基本方針に基づき、 都道府県高齢者居住安定確保計画 を定めることができる ●市町村は、 市町村高齢者居住安定確保計画 を定めることができる	
サービス付き高齢者向け住宅	●基準を満たす高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームは、 都道府県知事の登録 を受けることができる ●この制度に登録すれば、 有料老人ホームの届出は不要 ●要件を満たしたサービス付き高齢者向け住宅の建設や改修等に対しては、 国の補助制度 がある	
入居要件	● 60歳以上 の者または、要支援・要介護認定を受けている 60歳未満 の者 ● 単身 であるかまたは 同居者が配偶者 もしくは 60歳以上の親族 など	
登録基準	ハード面	●居室は原則 25㎡以上 （ただし、居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は 18㎡以上 ） ●構造・設備が一定の基準を満たすこと ● バリアフリー 構造であること
	サービス	● 状況把握サービス 、 生活相談サービス は必須サービス ●その他に、 食事の提供 や掃除・洗濯等の 家事援助 などを提供することができる
	契約内容	● 長期入院 を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、 居住の安定が図られた契約 であること ●敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと ●前払家賃等の返還ルール及び 安全措置 が講じられていること など
有料老人ホームとの関係	●サービス付き高齢者向け住宅において、必須サービスのほかに、有料老人ホームの要件になっている① 食事の提供 、② 介護の提供 、③ 家事の供与 、④ 健康管理の供与 のいずれかを実施している場合は有料老人ホームに該当	
終身建物賃貸借	●終身建物賃貸借とは、 賃借人が死亡することによって賃貸借契約が終了する （相続されない）契約をいう	
	入居者の要件	●入居者本人が 60歳以上 であること、かつ、入居者本人が 単身 であるが、 同居者が配偶者 もしくは 60歳以上の親族 であること

●高年齢者等の雇用（ちょっと詳しくなってます！）

▶高年齢者等の雇用の安定等に関する法律



高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (1971(昭和46)年施行)		<ul style="list-style-type: none"> ●定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者等に対する就業の機会の確保を図る
定義	<ul style="list-style-type: none"> ●この法律において高年齢者とは、55歳以上の者をいう 	
高年齢者の安定した雇用の確保の促進	65歳までの雇用確保(義務)	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者の定年の定めをする場合には、60歳を下回ることができない ●65歳未満の定年を定めた場合は、65歳までの安定した雇用を確保するために、定年の引上げ、継続雇用制度、定年の廃止のいずれかを講じなければならない
	70歳までの就業確保(努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳から70歳までの就業機会を確保するため、定年の引上げ、継続雇用制度、業務委託契約の締結制度の導入などの措置を講じるように努めなければならない
雇用状況等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主は、毎年1回、定年、継続雇用制度、65歳以上継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならない 	
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県知事が市町村ごとに指定する一般社団法人又は一般財団法人 ●高年齢退職者（おおむね60歳以上）等に対し、次の業務を行う 	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ●臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、組織的に提供すること ●臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと

●障害者権利条約（加筆あり）R6年4月～民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました！

▶障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約		<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の権利に関する条約は、2006（平成18）年12月に国連総会において採択され、2008（平成20）年5月に発効 ●日本は2007（平成19）年9月28日に署名後、条約締結に向け、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定など国内法令の整備を推進し、2014（平成26）年1月に批准
定義	障害に基づく差別	●障害に基づくあらゆる差別、排除又は制限であって、 政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう
	合理的配慮	●障害者が他の者との平等を基礎として 全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整 であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、 均衡を失した又は過度の負担を課さないもの をいう
平等及び無差別		<ul style="list-style-type: none"> ●締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める ●締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する ●締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる

●P.184の下に追記！

就労選択支援 2025(令和7)年10月施行	利用対象者	●就労を希望する障害者で、就労移行支援、就労継続支援、通常の事業所に雇用されることについて 適切な選択のための支援を必要とする者
	サービス内容	●短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、 就労に関する適性、知識及び能力の評価 などを行い、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等と 連絡調整 などを行う

●児童福祉関連（New！新規の事業が開始されました！）

●里親支援センター		2024（令和6）年4月施行
里親支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ●里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童、里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設 ●里親支援センターの長は、里親支援事業などを行うにあたっては、関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るように努めなければならない
	職員配置	●里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）、里親研修等担当者（里親トレーナー）、里親等支援員などが配置される
●社会的養護自立支援拠点事業		2024（令和6）年4月施行
社会的養護自立支援拠点事業		●児童養護施設等の 措置解除者 又はこれに類する者が 相互の交流を行う場所を開設 し、これらの者に対する 情報の提供、相談及び助言 並びにこれらの者の支援に関連する 関係機関との連絡調整 その他の必要な支援を行う事業
	対象者	●過去に施設への入所や里親等への委託の措置経験がある者、児童自立生活援助事業の対象となった者など
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ●相互に交流を行う場の提供 ●社会的養護経験者への情報提供や相談支援等 ●個別記録の策定、必要な支援へのつなぎ ●一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援

●こども関連 (New!)

▶ **こども基本法** ← 2023 (令和5) 年4月施行

総則	<ul style="list-style-type: none"> この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする 	
定義	こども	<ul style="list-style-type: none"> 「こども」とは、心身の発達過程にある者をいう
	こども施策	<ul style="list-style-type: none"> ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備
こども大綱	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱に関する大綱を定めなければならない 	
都道府県こども計画等	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとする 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする 都道府県こども計画等は、他の法令に基づく「都道府県子ども・若者計画等」「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができる 	
こども政策推進会議	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議を置く 	
	事務	<ul style="list-style-type: none"> こども大綱の案を作成すること こども施策に関する重要事項について審議し、こども施策の実施を推進 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること

▶ **こども家庭庁設置法** ← 2023 (令和5) 年4月施行

設置	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府設置法の規定に基づいて、内閣府の外局として、こども家庭庁を設置する こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする 	
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援 こどもの保育及び養護 こどものある家庭における子育ての支援体制の整備 地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保 こども、こどものある家庭及び妊娠婦その他母性の福祉の増進 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 こどもの保健の向上 こどもの虐待の防止 いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備 など 	
こども家庭審議会	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く 	
	事務	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、基本的な政策に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること

●子育て支援（New!）

▶ **子育て世帯に対する包括的な支援のための事業の拡充**

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等のため、2022（令和4）年6月、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、2024（令和6）年4月より、新たな事業が新設されました。



● **市区町村における子育て家庭への支援**

子育て世帯訪問支援事業	対象者	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）
	支援内容	● 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
児童育成支援拠点事業	対象者	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童及びその保護者を対象
	支援内容	● 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
親子関係形成支援事業	対象者	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
	支援内容	● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、保護者に対してペアレントトレーニングなど子どもの発達状況等に応じた支援を行う

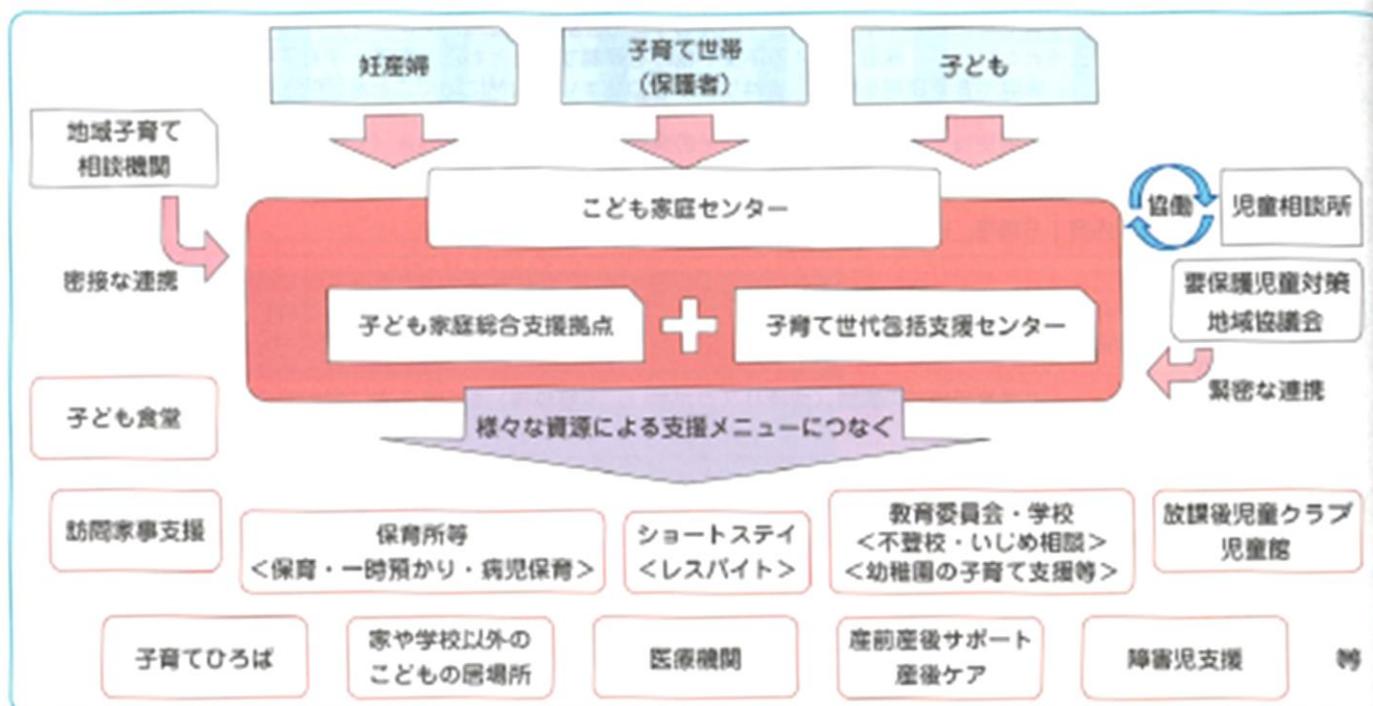
● **都道府県等・児童相談所による支援**

親子再統合支援事業	対象者	● 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
	支援内容	● ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム等
妊産婦等生活援助事業	対象者	● 家庭生活に支障が生じている特定妊婦やその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は事業所などに進ませ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育にかかる相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、特別養子縁組にかかる情報の提供などを行う
	支援内容	● 住居に入居させ、又は事業所等に過所、訪問することにより、食事の提供などの日常生活の支援を行ったり、産後の母子生活支援施設等へのつなぎ、特別養子縁組にかかる情報提供等を行う
意見表明等支援事業	対象者	● 意見聴取特措置の対象となる児童の入所の措置又は一時保護等の措置を行うことにかかる意見又は意向などについて、児童の福祉に関し、知識又は経験を有する者が意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う
	意見聴取特措置	● 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずる

●こども家庭センター（前より詳しくなってます！）

▶こども家庭センター

2024（令和6）年度より、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」と児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」を一本化し、児童福祉法の規定により「こども家庭センター」が創設されました。



<p>2024（令和6）年4月施行</p> <p>こども家庭センターの児童福祉事業</p>	<p>●市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない</p> <p>●こども家庭センターは、地域子育て機関と密接に連携を図り、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする</p>
	<p>1 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、必要な実情の把握に努めること</p>
	<p>2 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、必要な情報の提供を行うこと</p>
	<p>3 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと</p>
	<p>4 ●児童及び妊産婦の福祉に關し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、サポートプランの作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと</p>
	<p>5 ●児童及び妊産婦の福祉に關する機関との連絡調整を行うこと</p>
<p>6 ●児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること</p>	

●女性支援法（New！売春防止法の一部が廃止されました！）

▶女性支援法^(※)

「女性支援法」は、売春防止法の「補導処分」（第3章）や「保護更生」（第4章）を廃止し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することなどを目的に、2024（令和6）年4月に施行されました。



目的	<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする 	
定義	困難な問題を抱える女性	<ul style="list-style-type: none"> 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）
基本方針及び都道府県基本計画等	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（基本方針）を定めなければならない 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（都道府県基本計画）を定めなければならない 	
女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない（指定都市は任意設置） 	
	業務内容	困難な問題を抱える女性に関する 相談、緊急時における安全の確保、一時保護、医学的または心理的な援助 などを行う
一時保護	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センターには、一時保護を行う施設を設けなければならない 	
女性相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、女性相談支援員を置くものとする 市町村は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする 	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う
女性自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、女性自立支援施設を設置することができる 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる 	
	支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う
支援調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う関係機関等により構成される会議を組織するよう努める 	
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行う

(※) 正式名称：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

●子ども子育て支援法（新しい給付がスタートします！）

▶子ども・子育て支援法

こども未来戦略の「加速プラン」に盛り込まれた施策を実行するため、子ども・子育て支援法が改正され、2025（令和7）年4月より順次施行されます。



目的	●子ども・子育て支援給付など子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする	
基本理念	●子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成者が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない	
市町村の責務	●子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと ●子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付、地域子ども・子育て支援事業などを円滑に利用するために必要な援助を行うこと	
子ども・子育て支援給付	●「子どものための現金給付」と「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」がある	
子どものための現金給付	●子どものための現金給付は、児童手当法に規定する児童手当の支給とする	
妊婦のための支援給付	●市町村は、妊婦であることの認定後に5万円を支給。その後、妊娠していることでの人数の届出を受けた後に妊娠していることでの人数×5万円を支給	
2025（令和7）年4月施行	施設型給付	●認定こども園、幼稚園、保育所
子どものための教育・保育給付	地域型保育給付	●小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ●家庭的保育（利用定員5人以下） ●居宅訪問型保育 ●事業所内保育（主として従業員に保育を提供）
子育てのための施設等利用給付	●子育てのための施設等利用給付は、施設等利用費の支給とする	
	支給対象	●3歳以上の小学校就学前子ども ●0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性があるもの
	対象施設等	●子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたもの
2026（令和8）年4月施行	乳児等のための支援給付	●満3歳未満で保育所等に通っていないこどもの保護者に対し、特定乳児等産後支援を利用したときに支給する
地域子ども・子育て支援事業	●子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業	

●母子・父子・寡婦（追記アリ🐼）

▶就業支援

雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母の雇用の促進を図るため、職業訓練の実施、就職のあつせん、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるように努める ●公共職業安定所は、母子家庭の母の雇用の促進を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、母子家庭の母を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努める
母子家庭等就業・自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業 ●母子家庭等就業・自立支援センターが都道府県、指定都市、中核市に設定されている
母子（父子）家庭自立支援給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援教育訓練給付金（対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の60%を支給） ●高等職業訓練促進給付金等事業（看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業（上限4年）する場合に給付金を支給）
売店等の設置の許可	<ul style="list-style-type: none"> ●公共的施設の管理者は、母子・父子福祉団体等から申請があったときは、公的施設内において、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない

▶子育て・生活支援

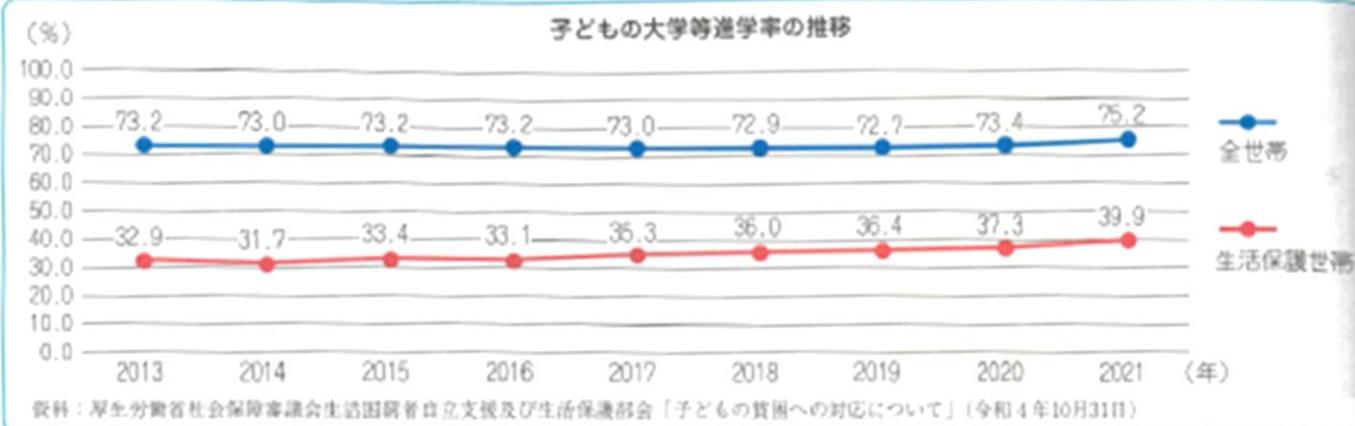
母子・父子自立支援員	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県知事等は、社会的信望があり、次の職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱する 	職務	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う ●配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う
ひとり親家庭等日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話などを行う 		
母子・父子福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子・父子福祉施設を設置することができる 	母子・父子福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ●無料または低額な料金で、母子家庭等の各種の相談に応じ、生活指導・生業の指導等を行う施設
第二種社会福祉事業		母子・父子休養ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等に対し、無料または低額な料金で、レクリエーション等休養のための便宜を提供する施設
公営住宅の供給、保育施設の利用等に関する特別の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村等は、公営住宅の供給を行う場合、保育所に入所する児童を選考する場合などは特別の配慮をしなければならない 		

▶養育費の確保

扶養義務の履行	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない ●国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない 		
養育費等相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う 		
養育費等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費専門相談員を配置し、養育費に関する相談や、養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援等を実施 		

●生活保護関連（New！新規の事業が開始されます！）

▶進学・就職に関する支援



<p>2024（令和6）年 4月改正</p> <p>進学・就職準備給付金</p>	<p>●都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）で、次のいずれかに該当するものに対して、進学・就職準備給付金を支給する</p>	
	対象者	<p>1 ●特定教育訓練施設（大学、短大、専修学校等）に確実に入学すると見込まれる者</p> <p>2 ●安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者</p>
<p>2024（令和6）年 10月施行</p> <p>子どもの進路選択支援事業</p>	支給額	<p>●転居する場合 30万円</p> <p>●自宅から通学・通勤する場合 10万円</p>
<p>●保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の方法により、子ども及び保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業を実施することができる</p>		

▶調整会議

<p>2025（令和7）年 4月施行</p> <p>調整会議</p>	<p>●保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関等により構成される会議を組織することができる</p>	
	検討内容	<p>●調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする</p>
	関係機関等との連携	<p>●調整会議は、情報交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる</p>
<p>●調整会議は、生活困窮者自立支援法又は社会福祉法に規定する「支援会議」が組織されているときは、被保護者に対する支援の内閣な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努める</p>		<p>●調整会議は、生活困窮者自立支援法又は社会福祉法に規定する「支援会議」が組織されているときは、被保護者に対する支援の内閣な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努める</p>

●生活困窮者自立支援法（前より詳しくなってます！）

▶生活困窮者自立支援法

2013（平成25）年公布

2024（令和6）年4月、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が成立しました。



目的		●生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、 生活困窮者の自立の促進 を図ることを目的とする
実施主体		●福祉事務所を設置する自治体（ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 ）
定義	生活困窮者	●就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの事情により、現に経済的に困窮し、 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者 （要保護者以外の生活困窮者）
	特定被保護者	●被保護者であって、その状況に照らして 将来的に保護を必要としなくなる ことが相当程度見込まれる者 ● その他厚生労働省令で定める者に該当すると認められる者
必須事業	自立相談支援事業	●主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置 支援内容 ①生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言 ②認定生活困窮者就労訓練事業の利用についての助言 ③自立支援計画の作成、自立支援に基づく支援
	住居確保給付金	● 離職等により住宅を失った生活困窮者等 に対し家賃相当の「住居確保給付金」を支給（原則3か月、最長9か月） 対象要件 1 ● 離職などにより経済的に困窮し、居住する住宅の権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの 2 ● 収入が著しく減少することなどにより経済的に困窮し、居住する住宅の権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者で、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるもの
	就労準備支援事業	●雇用による就業が困難な生活困窮者及び 特定被保護者 に対し、 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 を行う事業
	家計改善支援事業	●生活困窮者及び 特定被保護者 に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び 家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせん を行う事業
努力義務	一時生活支援事業（居住支援事業（2025（令和7）年4月変更））	● 一定の住居を持たない生活困窮者 に対し、 宿泊場所の供与、食事の提供 その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業 ● 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者及び特定被保護者 に対し、訪問による必要な情報の提供及び助言その他現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業
任意事業	子どもの学習・生活支援事業	●生活困窮者である子どもに対し、 学習の援助 を行う事業 ●子ども及び保護者に対し、子どもの 生活習慣及び育成環境の改善 に関する助言を行う事業
支援会議		●都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するように 努める

2025（令和7）年4月追加

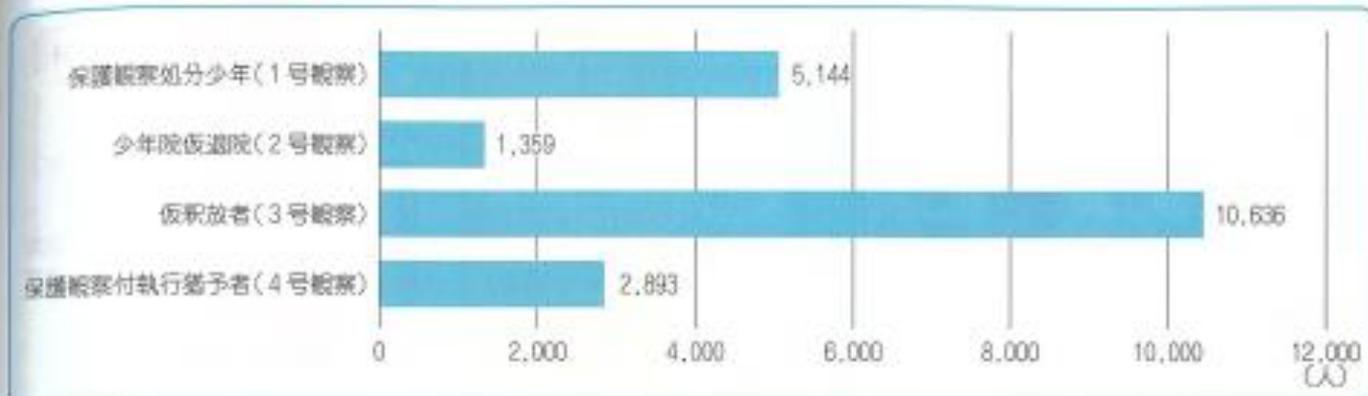
2025（令和7）年4月より、特定被保護者も利用できる

2025（令和7）年4月追加

●更生保護制度（実施状況などの数がのってます！）

▶保護観察開始人員

（令和4年現在）

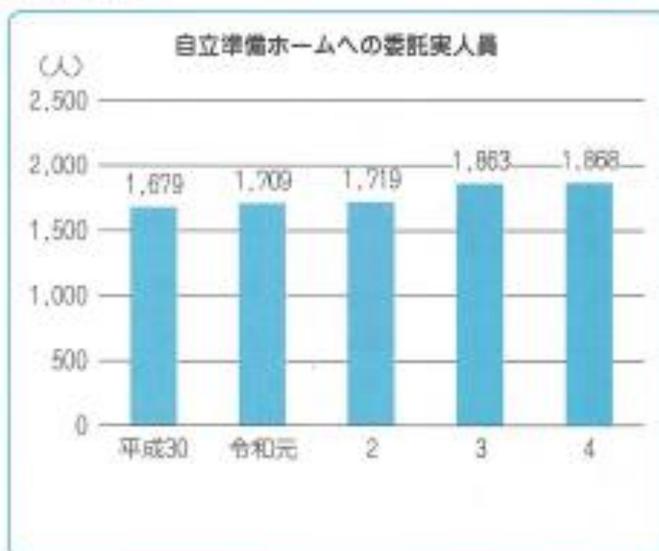
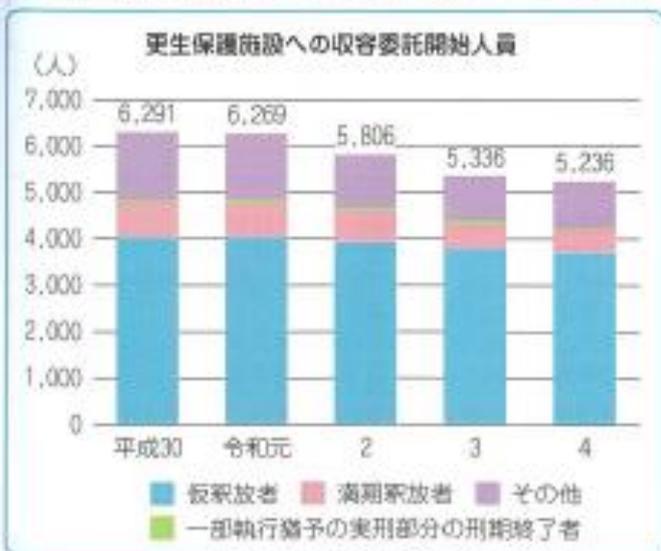


▶応急の救護等・更生緊急保護の措置の実施状況

（単位：人）

	対象者	保護観察所において直接行う保護				更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託	
		衣料給与	食事給与	旅費給与	一時保護事業を営む者へのあっせん		
応急の救護等	保護観察対象者	4,700	565	137	78	707	5,680
更生緊急保護	満期釈放者、保護観察に付されない執行猶予者等	4,990	573	167	229	1,531	4,280

▶更生保護施設・自立準備ホームへの委託実人員



資料：法務省「令和5年版犯罪白書」

●更生保護分野の地域生活定着促進事業（前より詳しくなってます！）

▶ **地域生活定着促進事業**



地域生活定着促進事業は、高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業です。

実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県 ●地域生活定着支援センターを原則として都道府県に1か所設置
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる者で高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする者
	<p>1 矯正施設退所予定者及び退所者</p>
	<p>2 身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは料金の言い渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言い渡しを受けた者</p>
<p>3 その他、センターが必要と認める者</p>	
地域生活定着支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ●センターの職員は、6人の配置を基本として、社会福祉士、精神保健福祉士等を1名以上配置
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●センターは、刑事司法関係機関、福祉関係機関と連携・協働して次の業務を実施する
	<p>1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務</p>
	<p>2 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務</p>
	<p>3 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う被疑者等支援業務</p>
<p>4 犯罪を犯した者、非行少年等への福祉サービス等についての相談支援業務</p>	